

「静岡県商店街振興及び活性化条例」をご存知ですか

「静岡県商店街振興及び活性化条例」とは？

地域の商店街で事業を営む方々が、商店会（商店街の振興や活性化を目的として商業者が組織する団体）の活動に積極的に参加し、協力することにより、商店街の振興及び活性化を図ることを目的として制定された条例で、平成25年4月1日から施行されています。

商店会は大事な存在

商店会は、商品の販売だけでなく、地域コミュニティの担い手としての役割を果たしており、高齢者・子育て支援など、地域住民のニーズに応える取組などを行っています。



でも…

いま、商店会活動が低下しています

多くの商店会において、加入店舗数の減少や経営者の高齢化・後継者不足などにより、イベントなどの商店会活動が低下しています。

そこで条例では…

商店街で事業を営む方々の役割を定めています

商店街で事業を行う方々には、

- ・商店会への加入に努めること
- ・商店会が行うイベントや地域貢献の取組に積極的に参加、協力することが求められています。



条例の周知にご協力ください！

商店街地域で開業・出店希望の方に対し、以下についてお伝えください。



- ・静岡県には、「静岡県商店街振興及び活性化条例」があります
- ・条例では、商店街地域への出店に際し、商店会（その地域の商店街組織）への加入、商店会活動への参加・協力が求められています

条例周知用のパンフレットもあります。ご希望の場合は裏面問合せ先までご連絡ください。

静岡県商店街振興及び活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、商業者等が行う諸活動が地域社会の発展及び活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより、商店街の振興及び活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商店街において事業を営む者及び商業施設を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合その他商店街の振興及び活性化を目的として商業者等が組織する団体をいう。

(商業者等の責務)

第3条 商業者等は、商店街の振興及び活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商業者等は、商店会が実施する商店街の振興及び活性化を図るための事業並びに地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業及び地域貢献等の取組に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、市町と連携して、商店街の振興及び活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

本条例に関するお問合せ、パンフレット送付のご希望がある場合は、下記までお気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】

静岡県経済産業部商工業局地域産業課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2521

